

令和6年9月定例会
政策総務常任委員会会議録

招 集 月 日	令和6年9月10日（火）
会 議 場 所	市役所 5階 議場
開 議 日 時	令和6年9月10日（火） 午前 8時58分
閉 会 日 時	令和6年9月10日（火） 午後 2時26分
委 員 長	市ノ川 徳宏
委員会出席委員	
委 員 長	市ノ川 徳宏
副 委 員 長	中西 耕二郎
委 員	竹 田 悦 子 田 中 克 美 金 澤 孝 太 郎 茂 利 博 之
委員会欠席委員	
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 7 8 号	令和 6 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 4 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 8 2 号	令和 5 年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分	認定

委員会執行部出席者

(市長政策室)		(財務部)	
市長政策室長	藤崎 秀也	財務部長	谷 広明
市長政策室副室長	小川 裕子	財務部副部長	鈴木 誠司
秘書課長	中山 浩一	財務部参事兼	
総合政策課長	富田 真久	税務課長	原口 佳之
(総務部)		財政課長	高田 史
総務部長	岩間 則夫	資産管理課長	秋元 宏康
総務部副部長	関根 正	収税対策課長	川又 敦子
総務部参事兼		資産管理課副参事	山岸 晃
ICT 推進課長	中根 哲	税務課副参事	藤平 健司
総務部参事兼			
やさしさ支援課長	高橋 和久	会計管理者	矢澤 欣子
総務課長	小倉 英樹	参事兼会計課長	佐々木 志万子
職員課長	小林 健介	監査委員事務局長	戸ヶ崎 徹
契約検査課長	林 信敏	吹上支所長	田島 盛明
総務課副参事	遠藤 美穂	川里支所長	山縣 一公
ICT 推進課副参事	松本 康治		
		書 記	國島 清文
		書 記	星 圭也

(開議 午前 8 時 5 8 分)

(委員長)昨日に引き続きまして政策総務常任委員会を開催いたします。

(資産管理課長) おはようございます。朝の貴重な時間ありがとうございます。

昨日の議案第82号、令和5年度一般会計決算認定についての中で、金澤委員からのご質問の中で決算書49ページの土地売却収入のところなのですけれども、物件の内容についての回答の中で「払下げ6件、公売1件」と本来申し上げるべきところを「公売6件、公売1件」と述べていたということで、訂正をお願いします。申し訳ありませんでした。

(委員長) ただいまの発言の訂正につきましては、委員長に一任を願います。

議案第82号 令和5年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分の歳出について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(総務課長) 発言の訂正をお願いいたします。

120ページの固定資産評価審査委員会運営事業の説明の中で、本来は「令和5年度は審査の申出はありませんでした」と申し上げるべきところを「令和4年度は」と申し上げてしまいました。おわび申し上げまして、訂正をお願いいたします。

(委員長) ただいまの発言の修正につきましては、委員長に一任ください。

以上で説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9 時 4 8 分)

(開議 午前 1 0 時 0 4 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(茂利) それでは、質問させていただきます。

初めに、85ページの減債基金積立金につきまして、減債基金は4億

9,944万1,000円を現金化し、地域医療体制整備基金は3億有価証券化しておりますが、単純に売却期限の関係か、市場の状況の予測は難しいが、令和5年の基金の運用はどのようなようであったのかお伺いいたします。

（参事兼会計課長）定額基金を除いた基金の運用につきましては、定額預金（P.26「定期預金」に発言訂正）への預け入れ及び債券の保有により運用を行っております。詳しくは決算書386ページから390ページの欄を御覧いただければ分かりやすいかと思います。減債基金につきましては、令和5年度当初4億9,944万1,000円の債券を保有しておりましたが、令和6年度の当初予算編成において減債基金の流動性を確保する必要があったことから、保有している債券をほかの基金に組み替えたものです。令和5年の基金の運用状況についてですが、令和5年度の基金の運用による利息等については、定期預金への預け入れ及び債券の保有によるものとなっております、総額1,997万5,028円となりました。本委員会に付託されております一般会計部分の合計額は、委員会提出資料のとおり1,851万9,828円で、各基金別の決算額については資料を御覧ください。特別会計も含めた基金全体の利息等の内訳についてですが、債券の運用利子が1,852万9,000円、債券売却益が114万3,000円、売却時経過利息が13万3,454円、定期預金の利息が16万9,574円という状況となっております。以上です。

（茂利）続きまして、89ページの備品購入費につきまして、公用車はどのような車を購入したのかお伺いいたします。

（資産管理課副参事）軽自動車の貨物車で、具体的には三菱自動車工業株式会社の電気自動車ミニキャブミーブを購入いたしました。以上です。

（茂利）これは何か補助金があったのかお伺いいたします。

（資産管理課副参事）決算書でいいますと歳入の61ページの下から2番目のクリーンエネルギー自動車導入促進補助金がありまして、一般社団法人次世代自動車振興センターからのクリーンエネルギー自動車導入促進補助金44万9,000円を活用いたしました。

以上です。

（茂利）続きまして、89ページの思いやり駐車場を設置した目的をお伺いします。

（資産管理課副参事）設置した目的といたしましては、障がいのある方や要介護高齢者、妊産婦などの歩行が困難な方や、移動の際に配慮が必要な方のための駐車区画を整備するために設置いたしました。

以上です。

（茂利）具体的な設置場所をお伺いいたします。

（資産管理課副参事）設置場所といたしましては、市役所本庁舎正面入り口前に2区画、本庁舎南東側の会議室棟横に1区画及び本庁舎東側の第2駐車場の新館東入り口付近に1区画を整備しております。合計といたしましては、市役所敷地内に4区画、4台分を整備いたしました。

以上です。

（茂利）続きまして、93ページ、安住促進事業につきまして、3世代住宅取得補助金を活用され、転入、転居、また北新宿や広田での利用などの内訳をお伺いいたします。

（総合政策課長）令和5年度の実績といたしましては、転入によるものが33件、市内転居によるものが38件、合計71件となっております。このうち北新宿及び広田地区におきます区画整理事業地内における実績といたしましては、北新宿が4件、広田が3件、合計7件となっており、いずれも市内転居によるものとなっております。

以上です。

（茂利）転入による増加人数は幾つですか。お伺いします。

（総合政策課長）本補助金を交付しました転入世帯33件におきまして、市外から市内への転入の移動がありました人数は、合計110人となっております。

以上です。

（茂利）続きまして、97ページ、自治体情報システム標準化文字同定業務委託料につきまして、何文字が出て、何文字が同定されたのかお伺いいたします。

（総務部参事兼ICT推進課長）文字の同定作業につきましては、現在

使用している総合行政システムで使用している外字2,520文字と標準標準拋システムで使用するとされました文字約6万文字、この6万文字のどの文字と同じか特定する作業でございます。同定作業の結果、総合行政システムの外字2,520文字のうち、2,291文字が同定され、228文字が同定できなかったという結果でございます。また、同定対象外の文字としまして、現在どのデータでも使用されていない外国語の文字が1文字ございました。

以上です。

（茂利）同定できなかったものはどうするのかとお伺いたします。

（総務部参事兼ICT推進課長）令和5年度の作業で同定できなかった228文字の取扱いでございますが、令和5年3月末にデジタル庁が約1万文字を運用上必要な文字として追加いたしましたので、今年度改めて同定作業の実施を予定しているところでございます。

以上です。

（茂利）続きまして、116ページ、昨日田中委員が聞かれたのですけれども、もう一度お聞きします。結婚新生活支援補助金、どのように利用されているかお伺いたします。

（総務部参事兼やさしさ支援課長）結婚新生活支援補助金につきましては、39歳以下を対象に、婚姻により新生活を始めるための費用を支援する補助金となっております。対象経費といたしましては住宅の取得費用、賃貸費用、引っ越し費用、リフォーム費用となっております。令和5年度は、45件を交付しております。

以上でございます。

（茂利）続きまして、117ページの結婚支援事業の登録者数をお伺いたします。

（総務部参事兼やさしさ支援課長）結婚支援事業につきましては、埼玉県が設置するSAITAMA出会いサポートセンター、愛称、恋たまに会員登録し、独身者の結婚支援をしております。その恋たまの登録者につきましては、全体で、令和6年3月末現在、1万9,216人となっております。そのうち市内在住、在勤者は439人となっております。

以上でございます。

（茂利）そのうち、ご結婚された方は何組いらっしゃいますか。

（総務部参事兼やさしさ支援課長）令和５年度は、５件成婚しております。

以上です。

（茂利）続きまして、121ページの合併振興基金積立金につきまして、なぜ今合併振興基金積立金に積立てをしたのかお伺いいたします。

（財政課長）令和３年度末に令和３年から令和４年へ繰越し事業の財源として取り崩した合併振興基金について、繰越し事業の執行額確定に伴い不用額となった額を再度積み立てたものでございます。

以上です。

（茂利）それでは、令和５年度の残高は。

（財政課長）令和５年度末残高は、約25億5,000万円（P,26「約25億500万」に発言訂正）となっております。

以上です。

（茂利）今後またあるのでしょうか、お伺いいたします。

（財政課長）本基金は、主に合併特例債のうち基金造成のため借入れを活用し積立てを行ったもので、合併特例債活用期間が終了したことから、今回のようなケース以外では新規の積立てはない予定です。

以上です。

（茂利）続きまして、125ページの航空写真撮影業務委託料はどういったものかお伺いいたします。

（財務部参事兼税務課長）固定資産税の賦課期日は１月１日のため、毎年その前後に土地、家屋の現況を調査し、適正な課税を行っております。３年に１度、土地、家屋の評価額を見直す評価替えがありますが、そのタイミングに合わせて市内全域の航空写真の撮影を行うものであり、正確かつ効率的に市内全域の現況を把握し、公平、公正な課税に役立てております。

以上です。

（茂利）これ近隣市と合同で行うと委託料は安くなるのかお伺いいたし

ます。

（財務部参事兼税務課長）近隣市と合同で撮影すると委託料を安く抑えることができることから、行田市を担当した業者と北本市、桶川市を担当した業者の２社から見積書を提出してもらいました。その結果、行田市を担当した業者のほうที่安い金額を提示してきたので、その業者と委託契約を締結しました。なお、行田市との合同撮影については、令和５年12月26日に実施をしております。

以上です。

（茂利）撮影した航空写真はどのように利用しているのかお伺いたします。

（財務部参事兼税務課長）令和６年、賦課期日の現況資料として土地の地目の確認、画地の認定、家屋の滅失確認などで活用しております。また、納税者から質問があったときには、写真図を使用して説明することもしております。また、固定資産税以外についても庁内の様々な業務に有効活用されております。例を挙げますと、全庁型地理情報システム、いわゆるGISの背景図、農家台帳システムの整備更新、区画整理事業の進捗状況の調査、空き家対策調査などの資料として活用されております。

以上です。

（茂利）続きまして、125ページのシステム使用料はどういうものなのかお伺いたします。

（収税対策課長）地方税共通納税システムを利用して納付された納付データを取得し、基幹系システムへの消し込みデータ作成をするためのシステムの使用料になります。

以上です。

（茂利）続きまして、133ページの選挙啓発事業はどんな事業をしているのか、その内容をお伺いたします。

（総務課長）選挙啓発事業は、有権者、将来の有権者の政治への関心を高め、選挙の重要性を認識してもらい、投票に参加してもらうための啓発活動を行う事業で、例年、選挙啓発用品を近隣市で共同購入するため

の負担金と鴻巣市明るい選挙推進協議会への補助金を支出しております。

明るい選挙推進協議会は、各種選挙が公明かつ適正に行われるよう、明るい選挙推進運動の高揚を図ることを目的としており、将来の有権者の選挙への関心を高めるため、例年、小学生、中学生による選挙啓発ポスター展を開催しているほか、二十歳のつどいにおいて啓発活動を行っております。また、選挙の執行時には市内の大型店舗におきまして投票を呼びかける街頭啓発活動を行っております。

以上です。

（茂利）それでは、最後になりますけれども、143ページの更生保護活動推進事業、保護司の活動の内容をお伺いいたします。

（総務部参事兼やさしさ支援課長）保護司は、法務大臣が委嘱するボランティアとなっております。犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯すことのないよう、その立ち直りを助けるなど、安全、安心な地域づくりのために活動しております。主な活動内容につきましては、保護観察対象者との面会対応、社会を明るくする運動強調月間における啓発活動、自主研修会の実施、機関紙の発行等を行っております。

以上でございます。

（田中）まず、72ページなのですが、職員人件費の関係なのですが、一般職員の人件費、そしてまた特別職の人件費と会計年度任用職員の人件費なのですが、4年度と比較して全て増加しているのですが、その辺の内容等についてお聞きします。

（職員課長）お答えいたします。

一番大きなものは、期末手当の支給月数の引上げがございます。また、会計年度任用職員につきましては時給単価の引上げ、それから期末手当、それに伴う期末手当の増加分が主なものとなっております。

以上です。

（田中）次に、77ページ、真ん中よりちょっと上の辺りなのですが、市長会等負担金事業なのですが、市長、これたしかこの年に、5年度には、その前の年は市長会会長をやっていた市長だったと思うのです。

が、この年は、５年度は替わっているから、金額、３年、４年、５年と見ていたらそんなに変わりはたしかなかったと思うのですけれども、４年度が少し多くて、３年度と５年度はそんなに変わらなかったと思うのですけれども、これは例の会長をやっていた年の関係で４年度が高かったのかということのちょっと質問です。

（秘書課長）お答えいたします。

ご指摘の４年度の決算額が１６１万６,５４６円のところ、５年度の決算額は１２１万８,８８０円ということで、約４０万円ほど昨年に比べて支出がない状況でございました。主な理由といたしますと、一番大きくは県市長会の負担金の支出分が、コロナの影響でできない事業等がございまして、負担金が減額になっております。そちらが主な４年度と比較しての支出の増減になります。今ご指摘の会長職に市長があつた時代との差ということですので、負担金の支出が主となっておりますので、会長としての出張旅費がかかる部分とかからなくて済む部分、出席しなくていい部分、そういった差はございますが、大きくは負担金の増減の差ということになります。

以上でございます。

（田中）ちょっと今の関係なのですけれども、職員を市長会のほうに派遣している関係の職員のというふうに考えればいいのですか。

（秘書課長）恐れ入ります。こちらの秘書課で所管している市長会等負担金事業の中には、派遣された職員の職員費用ですとか、そういったのは含まれてございません。あくまで負担金ということでお支払いをする部分の予算化になります。

以上でございます。

（田中）それでは、そのもうちょっと下のところの総務課の行政事務法律相談事業なのですが、これみんな弁護士費用で９９万ということなので、弁護士費用が払われたということは相談があつたということだと思ふのですけれども、その相談内容等についてお聞きします。

（総務課長）行政事務法律相談事業につきましては、各課が事務を行う上で法律上の問題が起こったときに相談をできるように顧問弁護士と契

約をしているもので、毎月弁護士さんに役所に来てもらって相談をしてもらう定例相談と、あとは弁護士さんの事務所を訪問して行う随時相談（P,34「臨時相談」に発言訂正）と、あとは電話やメールなどでやり取りをしながら相談をする簡易相談の3つのメニューで相談をしております。令和5年度につきましては、1年間を通して合計33件の相談をしていただいております。主なものというか、相談のあった事例としては、パンジーマラソンに申し込んだ方から返金の依頼があったものに対してどのように対応すべきかですとか、あとは事業を停止している業者に対する支払いについてどのような対応をしたらよいのかとか、あとは市民の方からの執拗な苦情への対応について相談したものなどがございます。

以上です。

（田中）次に、次のページ、78ページの一番下のほうのなのですが、職員研修事業なのですが、よく新人職員のときにこの下の階で研修やっているのですが、そのほかどんな研修があるのか、内容についてお聞かせください。

（職員課長）研修事業についてお答えいたします。

市単独で行う研修のほかに、県の人づくり広域連合自治人材開発センターで行っている研修等もございまして、新規採用職員研修については、新規採用職員の心得等と、あとは市の概要等についての研修等を行っております。また、あと手話研修等も行っております。

以上です。

（田中）次に、次のページ、80ページなのですが、市長への意見・提言事業なのですが、これの内容等について、言える範囲でお願いいたします。

（秘書課長）お答えいたします。

こちらの市長への意見・提言事業でございしますが、こちらは市民の皆さんが市長に提言する機会を設けるために、平成5年から開始した事業でございします。意見、提言としては令和5年度からなのですが、平成5年度からその前身のメール、手紙事業ということで進めてきた事業

でございます。主に市長への意見、そのものずばり提言をいただく、積極的な提言をいただく、建設的な意見をいただく、そういった事業になってございます。

内訳ですけれども、5年度につきましては、手紙としていただいたものが63通ございます。そのほかメールでいただくご意見等が198通ございます。合計で261通のご意見をいただいている状況でございます。

以上でございます。

（田中）ちょっと内容を、メールでも手紙でもいいのですけれども、どんなものが多いのか。主立ったものだけでいいのですけれども、お願いします。

（秘書課長）失礼しました。内容に触れさせていただきたいと思います。内訳ですけれども、5年度、例えば災害等の安全、安心に関わる部分、そういったものが76通ございました。全体でいいますと29%ほどになります。また、子育て、教育、文化、そういった区分で67通のご意見がございました。こちら全体の26%になります。そのほか、都市基盤、健康福祉、医療、市民協働、行政運営等、各種ございますが、その中でも、例といたしますと道路、公園の除草作業ですとか、ごみ袋が破れやすいなどの生活環境関連、また子育て関連の事業や施策の充実、また昨年補助金等もございますが、自転車ヘルメット補助、防犯カメラの設置の依頼ですとか、そういった生活環境に伴うご意見、ご提言をいただいている状況でございます。

以上でございます。

（田中）その下の「広報かがやき」事業なのですけれども、令和3年、4年がほとんど同じで、5年がちょっと上がっているのですけれども、今後見直しというか、広報事業を少し変えるということなので、どのくらい予算的に増えるのかなというのを、ざっくりでいいのですけれども。

（秘書課長）昨年と比べまして、比較しますと、145万円程度の増となっている状況でございます。失礼。4年度と5年度を比較しますと、そのような増減幅になってございます。こちらにつきましては、印刷製本費としまして、やはり広報紙の発行の部分、そちらに係る予算の執行が4

年度に比べて増えてございます。５年度の執行部分につきましては、同じように９月議会で債務負担行為をいただきまして、承認の下に発行はしてございますが、その中の内訳でございませうけれども、ページ数でいいますと３６ページ、主に３２ページ、そういったページ区分の発行が４年度に比べて５年度のほうが多かった部分になります。限度額の中の発行になりますので、そちらのほうは、紙面の情報の関係で多く取ったページ数の月数が多かったということが主な要因となっております。

以上でございます。

（田中）その次のページなのですけれども、下のほうなのですけれども、音声テキスト化システム使用料なのですけれども、この関係で音声を文字化するような説明があったかと思うのですけれども、現在使われているのは議会事務局かなというふうに思うのですが、今後ほかの課等でも当然会議等、それを利用すれば会議録等が短縮できるのかなと思いますので、どのようにその方向性を考えているのかお聞きします。

（総務課長）音声テキスト化システムの利用している課なのですが、最も多いのは議会総務課になります。ただし、ほかの課も使用しておりますが、令和３年度に導入されておりますが、令和３年度は１０課が使用しておりましたが、令和４年度は１８課、令和５年度につきましては１９の課で利用していただいております。少しずつ多くの課で利用が定着してきているのかなと考えております。今後におきましても、各課の文書の審査ですとか指導を担当している文書主任というのがおりまして、その文書主任を集めて毎年度、文書主任会議というのを開いているのですが、その文書主任会議におきまして、こういう便利なシステムがあるということを知るとともに、使い方などについても説明をして、今後も利用を拡大していきたいと考えております。

以上です。

（田中）次のページなのですけれども、８４ページ、ちょっと分からなかっただけなのですけれども、財産管理費をなぜ委託料から利用しているのかというところなのです。

（財政課長）令和５年度の当初予算編成は、予算執行年度の前年度であ

る令和４年度に事務が発生することから、財務会計システムでは令和５年度の本稼働に先行して予算編成に係る機能のみを利用しておりました。令和５年度からは、予算編成及び予算執行、起債管理、源泉徴収管理、連結財務書類作成、固定資産管理など、全ての機能を利用開始いたしました。クラウド環境基盤のシステム使用料に不足が生じたため、利用により対応させていただいたものです。

以上です。

（田中）８６ページ、公有財産管理事業で草刈りもあるということの説明があったと思うのですけれども、その草刈りについてちょっと、これは令和５年度のことなのですけれども、今年は非常に異常気象で高温なので、非常に公園等、公園は都市建設のほうなのかもしれないのですけれども、市の市有地のほうの草刈り等も当然多くなるのかと思うのですが、この辺、令和５年度は何回くらいと何か所ぐらい草刈りをしたかというのが分かれば教えていただきたいと思います。

（資産管理課副参事）草刈りでございますが、まず職員で対応している草刈りでございますが、大体年五、六回程度、状況によって４回の年もあるかと思うのですけれども、五、六回程度草を刈っているというような形になっております。草刈りの業務委託で発注して業者さんに刈っていただいているところもあるのですけれども、その箇所数でいいますと、大きく分けて８区画ぐらいを業者さんのほうで刈っていただいている状態になっています。

以上です。

（田中）当然今年はちょっと草の伸びが多いので、今五、六回もやっているような話だったのだけれども、現実私が聞く範囲では回数そんなにないような話なのですけれども、これ市の土地と公園とか、民間の土地とかの関係があるので、これは一概に言えないのですが、一応市有地としてはそのくらいだということなのでしょうけれども、今年も幾らか気持ち増えたのかなと。今年の状況はどうですか。

（資産管理課副参事）回数としては、さほど変わらないのですけれども、中にはちょっと苦情等が入って臨時的に少し刈るというようなことは、

対応はしております。

以上です。

（田中）90ページなのですけれども、上のほうなのですけれども、包括施設管理業務事業なのですけれども、これちょっと増えたと思うのですけれども、増加分等はどのような内容なのかお聞きします。

（資産管理課長）5年度増額になった理由といたしましては、本町コミュニティセンター、それとコミュニティふれあいセンター、こちらの2施設が包括施設管理業務に加えられました。この施設の保守点検に関する費用、こちらが増えたことが要因となっています。それと、学校の屋上のドレン清掃、それと校庭等にある側溝の清掃、こちらについても行ったことが要因となっております。

以上です。

（田中）92ページなのですけれども、ふるさと納税促進事業で、これちょっと私、勘違いかも分からないのだけれども、説明の中でクラウドファンディングで保護猫のをやるような話だったのですけれども、ここちょっと内容等についてお聞きします。

（総合政策課長）この補助金につきましては、市民の皆さんなどが取り組む地域の活性化や地方創生に資するための事業に対しまして、クラウドファンディングの方法によりふるさと納税の寄附金を募り、市内外から寄せられた金額を上限として、補助金の交付事業として交付するものでして、令和5年度から開始したものでございます。この事業の実施に当たりまして、市の広報紙やホームページ等を通じて補助金の活用を希望する団体を募集いたしましたところ、ご質問の保護猫活動団体と、あともう一つ、フリースクールの運営団体から応募がございまして、審査した結果、この2団体の提案事業を補助事業として採択したものでございます。

以上です。

（田中）次に、94ページなのですけれども、真ん中辺なのですけれども、笠原小学校の跡地の利活用事業なのですが、のんびり市というのを4月、11月にやったという説明があったかと思うのですけれども、その内容等

についてお聞きします。

（総合政策課長）のんびり市につきましては、地域の皆さんを中心に結成されました旧笠原小学校跡地利活用実行委員会の皆さんにより実施していただいております。令和4年度から行っているものでございます。令和5年度におきましては、4月29日と11月23日の2回開催していただいております。4月29日につきましては、来場者数が約700人、出店団体が校舎内、校舎外合わせまして25団体出店いただきまして、手作り雑貨の販売ですとか、各種ワークショップ、また少林寺や紙芝居などの披露などを行っていただいております。そのほかキッチンカーも5台出店しております。11月23日の回につきましては、来場者数が約800人、校舎内外の出店団体が24団体、こちらも同様に雑貨販売ですとか、外ではメダカすくいですとか、農機具や消防団車両の展示などを行っております。その他キッチンカーも7台の出店をいただいております。以上です。

（田中）続きまして、104ページなのですけれども、下のほう、吹上支所庁舎維持管理事業で、今回この歳出の説明の中でなかったのですけれども、ほかのときで何か停電の話があったと思うのです。その経過と損害等について教えていただきたいと思います。

（吹上支所長（部長級））今回の停電の関係につきましてご説明させていただきます。

停電につきましては、令和6年1月13日土曜日の夕方に発生いたしまして、まず原因を申し上げますと、建設当時引き込んだ高圧ケーブルの当初不良による不具合によって、引込線の影響で停電したと。今回の停電につきましては、当初近隣の住宅の方にも停電が及びまして、東京電力のほうの調査の結果、吹上支所のほうの引き込んだところの機械が損傷しているということで原因が特定されたと。1月13日の夕方ということですので、支所のほうは土曜日閉庁しておりますが、生涯学習センターのほうは開館しておりました。また、図書館のほうも開館しておりましたが、生涯学習センターにつきましては、利用していた方、また夜間利用予定だった方、状況のほうを説明いたしまして、空調と照明のほうは

つかないという説明をした上で、振替利用とかされた方もいるのですけれども、懐中電灯でそのまま活動をしたというようなこともあったそうです。図書館につきましては、13日、6時閉館ですので、状況のほうを把握しながらしているうちに6時を迎えて、お客様には、貸出しについては紙対応ということでしたということで報告を受けております。

続きまして、14日、翌日ですけれども、支所は閉庁ですが、生涯学習センターのほうにつきましては、一応利用のほうを予定された方に状況を説明いたしまして、利用していた方もいるそうです。図書館につきましては、非常用の発電機、こちらのほうを使ってノートパソコンで対応したということです。

15日につきまして、支所のほうも開庁日になりますので、仮復旧ということで、業者から発電機を借りまして、支所の分電盤のほうに電源を引き込んで通常どおり開庁のほうはしたという状況でございます。

したがいまして、損害という形では、支所としては損害は起きておりません。

以上です。

（田中）106ページなのですけれども、職場安全衛生事業の中で予防接種、職員に対するのだと思うのですけれども、B型肝炎予防接種委託料と破傷風予防接種委託料がのっているのですけれども、職員の中でそのようなことに関する病気というか、それに関係した人は今までにいたのかどうかお聞きします。

（職員課長）お答えいたします。

B型肝炎及び破傷風の予防接種を行ってしまして、そこに感染して被害を受けたという職員のことには聞いてはおりません。

以上です。

（田中）一応もう時間そうなので、最後なのですけれども、260ページ、やさしさ支援課の関係なのですけれども、消費者相談事業が載っているのですけれども、令和5年度の相談内容についてお聞きします。

（総務部参事兼やさしさ支援課長）令和5年度の相談内容、主な内容でございますが、こちらはインターネット通販での化粧品や健康食品の定

期購入に関する相談、また屋根工事の契約をした相談、また29歳以下の脱毛サロン等のエステティックサービスの相談等が多く寄せられた、主立った内容になっております。

以上でございます。

（金澤） それでは、議案第82号、令和5年度一般会計決算認定の質疑の中で、歳出について何点か質問をさせていただきます。一応事前通告という形になっておりますので、その通告で質疑をさせていただきますが、その後もし時間がありましたら、先ほど歳出の説明を受けた中で逆に質問したいことが出てしまいましたので、それについては通告していませんが、質問させていただきたいと思います。

まず、90ページをお願いします。90ページから91ページの公共施設マネジメント事業でございます。これ委託料ということで、アスベストの含有調査委託をやるのだということなのですが、まずこの内容についてお聞かせ願いたいと思います。

（資産管理課長） こちらのアスベスト等含有調査の内容については、広田にあります旧川里創作館、こちらのアスベスト分析調査業務委託を行いまして、14検体を実施したものです。

以上です。

（金澤） このアスベスト云々については、市として工事をやるに当たって、アスベストがあるだろうと、含有しているだろうという形で、市のほうがいわゆるこの委託をしたという形になるのですか。

（資産管理課長） 現在、旧ということでは閉館していますので、今後この建物をどうするかというのはちょっとまだ未定の段階です。ただ、閉館していますので、いずれ公売にするにせよ、市のほうで何か再利用するにしても、アスベスト調査というのは必ず必要になるという下で調査を行ったものです。

以上です。

（金澤） この公共施設のマネジメント事業というのは、前年かな、公共施設の三次元台帳2,938万9,000円で作成したと思うのです。この三次元台帳を作成したので、当然利用していると思うのですが、この台帳を使

用することによってどのようなメリットが現状発生しているのか、それだけ確認したいのですが。

（資産管理課長）こちらについては、一応三次元台帳を作成していますので、今のところ庁内の担当職員等で利用はしています。それから、旧笠原小学校につきましては、今回プロポーザルを行った中で、業者等にも情報提供等できますよというふうな形で対応しています。

以上です。

（金澤）続きまして、91ページ、6款の財政管理費の包括施設管理業務事業4億4,447万円についてでございます。これについて質問したいのですが、まずこの包括施設管理業務を立ち上げたとき、当初から令和5年度までに管理事業の件数とか、管理内の内容等が変わったと思うのですが、先ほど田中委員のほうからも質問あったと思うのですが、どのようなものが当初から変わってきているのか確認をさせてください。

（資産管理課長）管理の内容につきましては、先ほど田中委員のほうにもお話しした本町コミュニティセンターとコミュニティふれあいセンターの、こちらの2施設が増えていますということです。逆に減になった施設として市役所の第2庁舎、それと先ほどの旧川里創作館、こちらが減になって、現在118施設となっています。それから、先ほど申した小中学校の屋上のドレン清掃、それから側溝や浸透ます、こういったところの清掃を5年度は行っているといったところの変更された点となります。

以上です。

（金澤）そうしますと、鴻巣市の総合管理計画の個別施策計画の中で、いろいろ施設項目についてはこうしようという形である程度プランニングはできていると思うのですが、包括施設ということで、今後施設の管理というのは、行政としては、先ほどプラスとマイナスがありましたよって説明ありましたけれども、増やす傾向に考えているのか、その辺は当然増やすとなると、管理業務事業のですから、委託費も、お金も増えるわけですが、その辺は今後どういうふうに考えているのかお聞かせ願いたい。

（資産管理課長）施設を増やすということに関しては、今年度から放課後児童クラブとか、指定管理の更新に合わせて新たに包括を含めたというのが当初予算のときにご説明したと思うのですが、現在は118施設から142施設という形になっています。そういった施設を増やしたというのは今年度ありますけれども、今後さらに増やすかというのと、入っていない建物としては花久の里とか産業観光館、あとは市営住宅とか、そういったものがあるのですが、今後もう包括のほうも今年で3年目に入って、5年契約となっていますので、これらの施設を今後導入していくかどうかについては、ちょっとまだ具体的には決まっていないので、事業課のほうとの協議ということになると考えています。

以上です。

（金澤）それと、これ業務事業を立ち上げるときにもいろいろ意見があったのですが、包括で委託をする管理会社のほうにお願いすると、いわゆる市職員としてその施設をチェックするというか、現場主義という形の中で見ていく云々が薄れるのではないかというご意見もあったのですが、その辺はどのように今行っているのかお聞かせ願いたい。

（資産管理課長）やはりあくまで包括を始めたとはいえ建物の管理というのは事業課になりますので、今修繕等が発生したときは、包括を委託している業者のほうから頂いているシステムを利用して、故障箇所とかそういったものは写真とか見積り等全て添付していただいて、施設の者と事業課のほうに見てもらうような形は取っています。こういった点では事務の簡素化、効率化アップは図れたとは思いますが、実際に重要な案件であったりとか、ちょっと委託業者のほうだけでは方針が決まらないとか、そういった場合については、もちろん現地には事業課のほうも行っただきますし、資産管理課のほうも行きます。そういった点で、あとは定期的に、月1回なのなのですが、事業課のほうを呼んで施設についての講習会みたいなのを開いていますので、そういった建物維持管理についての認識というのは各事業課、それぞれの施設管理者には意識を持っていただきたいというような対応を取っています。

以上です。

（金澤）次に、93ページでございますが、まず企画費のふるさと納税促進事業について質問しようと思ったのですが、これについてはほかの委員さんもお説明もあったし、本会議でも説明があったので、これについては私のほうからは、大体分かっていましたから、質問しません。その代わり、その下の市長と語る地域懇談会4万4,000円かな、これ地域懇談会を随時行って広報等にも出ているというのは分かっているのですが、この実績内容と、それに伴う懇談会での市長への要望とか苦情、その辺等はどのようなものがあるのかお聞かせ願いたい。

（総合政策課長）市長と語る地域懇談会につきましては、昨年度から新たに市長が参加する形で、鴻巣市自治会連合会の10地区全てで開催いたしまして、自治会長、町内会長をはじめ、地区によっては環境衛生委員さんや民生委員、児童委員さん、社協の役員さんなど、全部で146人の方にご参加いただいております。開催に当たりましては、参加者に対して事前にアンケートを実施いたしまして、地域の魅力や課題、持続可能な地域とするために必要と感じる取組、懇談会で話し合いたい議題、市に対する提案や意見、要望等について事前に確認をしております。これらのアンケート結果を踏まえまして、事前に各地区の連合会長さんと調整した上で当日の懇談テーマを設定いたしまして、市長、職員を含めた懇談会を実施しております。

その事前のアンケートや当日寄せられた要望等の内容でございますが、事前アンケートでは128件、懇談会当日に9件、合計137件のご意見やご要望等をいただいております。その内容の主なものとしたしましては、道路の改修要望など道路に関するもの、また自治会の担い手不足など自治会に関するものがともに22件、ごみ出しのルールなど生活環境に関するものが16件となっておりますほか、地域福祉、空き家問題など、行政全般にわたりまして市民生活に密接に関係する内容が多くなっております。

以上でございます。

（金澤）今、アンケートと要望、苦情が137件あったということなのですが、これについては当然担当部署のほうに報告はしているだろうし、ま

たこのお願いをした先についてはどういう回答をしているのかお聞かせ願いたい。

（総合政策課長）いただいたご要望等につきましては、緊急性が高いもの、簡易なものにつきましては、懇談会の開催当日を待たずに、アンケートをいただいて各課に回答作成と情報共有した中で早急に対応していただく場合と、その他の対応が困難なものであったり、対応に時間を要するもの、検討を要するものにつきましては、各担当課において実現可能性を十分に検討した上で、懇談会を通じて対応結果や検討結果を各地区の皆様へご報告させていただいております。

以上です。

（金澤）分かりました。ありがとうございます。

続きまして、同じく95ページの下から2段の総合振興計画後期基本計画修正事業という項目についてちょっと質問しますが、説明では笠原小学校跡地の地目変更の手續とか何かと、そういうような説明受けたのですが、実際この修正内容についてはどういうものなのかお聞かせ願いたいのですが。

（総合政策課長）こちらの修正内容でございますが、目的としましては、今おっしゃられましたとおり、市街化調整区域にございます笠原小学校の跡地につきまして、民間活力の導入による利活用に向けた施設の用途変更を今後行っていくに当たりまして、総合振興計画との整合性を図るために、総合振興計画上に公共施設跡地の利活用に関する文言を明確に追加することについて、総合振興計画審議会へ諮問したものでございます。具体的には、総合振興計画の政策6、市民協働・行政運営に関する政策における施策の4に効率的な行財政運営の推進というものがございまして、そちらの中の課題と方向性という部分に、文言といたしまして、「統合等に伴う公共施設等の跡地については、地域の実情を踏まえた地域の活性化に資する施設として、民間活力の導入も視野に入れながら有効に活用できる用途への転用を図ります」という文言を追加させていただきました。

以上でございます。

（金澤）私思うに、用途変更とかその辺の関係なのだろうけれども、総合振興計画の基本計画までいじる必要があったのかなと。いわゆる市の総合管理計画とか、マスタープランとか、いろいろ当然リンクしてくると思うのだけれども、これ総合振興計画の基本計画の修正で済ますという形で考えていいの。

（総合政策課長）こちらの笠原小学校の跡地利活用の用途変更に向けまして、これまで県の都市計画課と調整を重ねてくる中で、最終的には県の開発審査会でお諮りする案件になってくる予定なのですが、その中でやはり市としてその利活用についてどう位置づけているかというのを明確にする必要があるというような、そういう課題等ございまして、そういった県からのアドバイスも踏まえまして、これまで総合振興計画上では、公共施設の維持管理ですとか、そのマネジメントといいますか、効率的な管理というところの位置づけはあったのですが、廃止した施設の利活用についてというところが触れられておりませんでして、そこをやはり市の姿勢として、民間活力も含めた利活用を検討していくというところを明確にするために追加をさせていただいたものでございます。なお、都市計画マスタープランにつきましても同じ文言を追加させていただきまして、整合を図ってございます。

以上です。

（金澤）総合振興計画なのですけれども、これが平成29年から令和8年までかな。また、後期基本計画、そのうちの令和4年から8年までということで、その後、9年度から新たなものがまたできてくるという状況になっているのですが、私もちょっとびっくりしたのですけれども、近隣市の行田市云々だと、総合振興計画のをやめて、短期的な計画のもので考えているというような公表があった。確かに今みたいなこの時勢云々だと、10年のスパンがどうなのかなという、当然この辺も考えていかなくてはならないし、もうちょっと短期的な流れの中で事業を考えていかないと、幾らローリングでやっているとはいっても難しいと思うのだけれども、今後、令和9年度から鴻巣市としても総合振興計画を計画する準備がこれから入ってくるというふうに思うのですが、その辺のこと

は考慮しながら計画を策定するようになるのか、ちょっとお聞かせ願いたい。

（総合政策課長）現在の情勢としますと、総合振興計画自体は市町村で策定は義務づけられていない部分でございますが、本市におきましては、自治基本条例の中で市の目指す姿を定めるということで総合振興計画の策定についての言及されているところでございます。

次期7次の総合振興計画につきましては、初年度が令和9年度ということでございまして、来年度から2年間かけまして、意識調査による市民ニーズの把握や現計画の達成度や成果の確認、また人口動態に関する分析などの基礎調査を行いつつ、また市長と語る地域懇談会ですとか、市長のまち探検などを通じまして市民や事業者の皆様のニーズを的確に把握しながら、本市が持続的に発展し続けていけるような政策、施策を2年間かけて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

（金澤）次に、95ページの、前任者ありましたが、笠原小学校跡地利活用事業354万7,000円、これについてちょっと確認をさせてもらいたいのですが、この笠原事業の跡地利用については、利活用云々というのが、企業グループで申込みして、これはもう決まったのですか、まず確認をしたいのですが。

（総合政策課長）今年の2月から3月にかけて公募による事業者募集を行いまして、その結果、4月に優先交渉事業者として元気グループを選定いたしました。4月末にその利活用に向けた基本協定書を締結いたしまして、現在、実際に貸し出すための本契約に向けた事前の調整を行っているところでございます。

以上です。

（金澤）大体これから契約をするという形なのですけれども、この企業グループの笠原小学校での利活用、この辺というのはどういうイメージで活用するということをそちらに提案したのか、その辺をちょっと確認だけさせてください。

（総合政策課長）優先交渉事業者に選定した元気グループさんから、プ

ロポーザルの提案の中で、利活用に向けた提案としましては、大きく6つご提案いただいております。1つ目が書道や茶道など、様々な学びや交流の場となるシニア向けの大人の学校。2つ目が子ども向けにスポーツプログラムの提供や英語学習などを行うスポーツ＆学びのエリア。3つ目が地域の方が気軽に訪れ、交流することができる地域の交流拠点としてのカフェ。4つ目が障がい福祉サービス事業の事業所や障がい者が従事する生産活動の場としての障がい者就労支援事業。5つ目が地域の方々が集い、多世代が交流できるコミュニティーの場を創出する家族食堂、料理教室、就労支援教室。そして、6つ目が日本語教育や農業、介護、各種サービス業で働くことができる人材の育成を行うことで地域における担い手を創出する日本語学校、就労訓練となっております、これらを行う複合施設としての活用の提案をいただいております。

以上です。

（金澤）ありがとうございます。

それで、この小学校の跡地利用の件でございますが、教育委員会の適正規模、適正配置等の審議を経て当然統廃合にやった形の中の跡地利用を行っていくという形の中で、学校統廃合の中の跡地利用というのはある程度課題になってくると思うのですが、今後も廃校する学校ごとの跡地利活用の公募というのは、学校ごとにこれからも推進していくという考えなのか確認をさせてください。

（総合政策課長）閉校した学校の利活用についてですが、基本的には学校単位ごとの地域の皆さんの意向ですとか、市として市の施設として利活用できないかと、そういった施設ごとの検討を行っている状況でございます。まずは、笠原小学校が今先行して進んでおりますので、まずはこちらを注力して取り組んでいるところでございます。

以上です。

（金澤）今ご答弁いただきました。私もそのとおりだと思うのですが、資産管理という観点から考えると、鴻巣市の個別施設計画、この中で貸し物件とか、売却物件とか、ある程度決めてきていると思うのですが、今後こういう統廃合の施設とか、売却物件とか、貸し物件、これがある

程度利活用、運用する云々に対しては、外部とのトータル的なマネジメントというのかな、市の中で専用担当部署を立ち上げて、そういう形で将来的に鴻巣市が施設として今後こうやって利活用とか、こう考えているのですよというのを外部的にもお示しをするような施設が必要ではないかと思うのです。というのは、行政の場合は単年度決算ですから、これは来年度やりますよ、次はこれやりますよというような形で出てくると思うのですが、利用する業者さん云々については、当然その業者さんも3年とか5年計画の中で、うちもこういうものをやっていこうという考えをお持ちだと思うのです。それをうまくトータル的にマッチングするには、ある程度そういうものを、鴻巣市としてもこういう施設がありますよとか、こういうものを考えているのですよというのを希望がある業者さんのほうにお示しをして、うまくそれをローリング、マッチングするような体制づくりというのをつくらないと、これどこの施設でも、今こういう施設の統廃合云々については、どこの市でも考えていますから、恐らく業者希望になると競争になってしまうと思うのです。だから、そういう面を踏まえると、ある程度、専用担当部署というのをつくって、その辺である程度マネジメントをするべきだと思いますが、その辺のお考えというのはどうですか。

（総合政策課長）今回の笠原小学校を含めまして、常光小ですとか、小谷小学校、今後施設の利活用の検討はいろいろございますが、役所全体としましては、資産管理課所管の公共施設等総合管理計画、そちらに基づきまして、検討会などを通じて全庁的な共有を図っているところでございます。金澤委員さんご提案になっております対外的に今後の市の動向を示すという部分も、やはり民間事業者にとっては関心のある部分だと思いますので、施設管理される資産管理課と、あと企画担当である総合政策課と、その他関係部署との連携を図りながら、そういった対外的に示す方法などについても含めて今後検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

（金澤）事前の質問については以上でございますが、先ほど説明をして

いただいた中で2点ほど確認をさせてください。

まず、1点は、73ページの人件費の決算資料云々がありました。この資料の中で、一般会計の中の教材費等で再任用職員の増加云々というのが記載されています。令和5年度時点では、令和4年度が32名が令和5年度は40名という形なのですが、働き方改革とか今後の雇用対策云々、国の雇用対策等も含めた場合、再任用職員の採用というのは、今後鴻巣市の場合にはどのようにお考えになっているか、その辺をちょっとお聞かせ願いたいのですが。

（職員課長）再任用職員についてのご質問だと思いますが、今年度（P, 26「令和5年度」に発言訂正）から定年延長が始まりまして、65歳まで段階的に定年年齢が引上げされることになります。定年年齢が引上げされるまでの間、定年年齢から65歳までの方を再任用として任用するという形になりますので、定年年齢の引上げが全て終わりましたら、自らの意思で60歳を超えて再任用の短時間勤務を選ぶ方以外はフルタイムの勤務ということになります。

以上です。

（金澤）よく分かりました。ありがとうございました。

それともう一つ、89ページで本庁舎維持管理事業の中で、思いやり駐車場整備工事がございました。これ本庁舎の中の思いやり駐車場という形になっているのだろうけれども、市の施設云々の中でこの思いやり駐車場というのはどのくらい設置して、分かる、その辺は。

（資産管理課長）取りまとめているのが資産管理課ではなくて、我々のほうで把握しているのは市役所の庁舎のみという形になります。

（金澤）というのは、これは県の施策云々なのだろうけれども、エルミの4階の駐車場等にも設置しているのです。設置してあるのはいいのだけれども、利用者云々から見て、あんなに必要なのかなと。要は10枚ぐらいかな、思いやり駐車場と、ばあっと貼ってあるのだ。だけれども、実際そこに使っていないのだ。使っていないのだけれども、逆にそういうものが貼られてしまうと、一般の人がご利用するときに、なかなか利用しづらい。わざわざほかのところに駐車していると。だけれども、そ

の思いやり駐車場云々については、見た感じはほとんど利用していない状況なので、その辺もちょっと今後考えたほうがよろしいのではないかなと思います。行政のもので、思いやり駐車場スペースというのでテープで貼って置いてあるのだけれども、雨風で剥がれてしまっているものもあるけれども、直しているけれども、実際の利用とその設置云々、この辺をちょっと考えたほうがよろしいかなと思います。回答は出ないと思うのですが、よろしくお願いします。

委員長、私は以上です。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午前 11 時 22 分）

（開議 午前 11 時 34 分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

発言の訂正を求められておりましたので。

（参事兼会計課長）申し訳ありません。先ほど茂利委員からのご質問に対する回答の中で、「定期預金への預け入れ」と申し上げるところを「定額預金への預け入れ」とお話ししてしまいました。おわびの上、訂正をお願いいたします。

（財政課長）私も発言の訂正をお願いいたします。

茂利委員からのご質問の中で、合併振興基金の積立金の部分のところ、令和5年度末の残高はということのご質問の際に、「約25億500万」と回答するところ、「25億5,000万」と回答してしまいました。おわびし、訂正させていただきます。

以上です。

（職員課長）発言の訂正をお願いいたします。

金澤委員の再任用職員の推移のところのご質問の中で、定年延長制度が「令和5年度から開始した」と申し上げるところ、「本年度から」と申し上げてしまいました。訂正をお願いいたします。

（委員長）ただいまの訂正につきましては、委員長に一任を願います。

（竹田）最初に、職員の処遇の問題で質問をしていきたいと思います。

いろいろと資料請求をして、出していただきましてありがとうございます。まず、職員の中で時間外勤務の状況は、これを出していただいて分かったのですが、時間外勤務でも選挙管理委員会の時間は最長12時間となっていますけれども、80時間以上の時間外勤務を行った月及び人数の中では、選挙管理委員会が4月、5月、7月にやっています。この差異というのは何に発生しているのか、まず伺います。

（職員課長）お答え申し上げます。

所属別月80時間超の時間外勤務を行った月及び人数の数字のほうには、職員課所管以外の時間外勤務時間数を含んでおります。一方の時間外勤務時間数のほうの表につきましては、職員課の人事給与職員総合事務システムにより管理している数値のみとなっております、その差異が出ております。

以上です。

（竹田）分かりました。

では、実際に結構時間外勤務やっという方も多いのですが、去年はこの時間外勤務の最長時間がどうだったかというと、100時間を超えた職員もいたのです。今年度については、97時間が一番最長の職員です。その点からいうと、まだまだ時間外勤務のやっている時間が多いということと、ちょっと決算概要書、ラスパイレス指数を見ると、令和5年度は100になっているのです。前年度は100.7、その前が101.1、その前が100.8ということでは、ラスパイレス指数を見る限りは、いわゆる人件費は決して多いというわけではないというふうに思います。そういう点では、職員の定数から見て、715人まで採用可能という点では、前年度、職員全体は何人いたのか、ここに計算すれば分かりますけれども、私の計算だと690人になると思うのですけれども、職員全体で何人いたのか伺います。一般会計以外のをちょっと含めて、定数との関係でお答えいただきたいと思います。

（職員課長）職員数についてお答えいたします。

令和5年度の4月1日現在ですと、フルタイム実数として、常勤職員数は698名でした。令和6年度につきましては、706名という状況になって

おります。

以上です。

（竹田）ということは、698でラスパイレス指数が100ということですから、706でもまだまだ、私は職員全体のフルタイム職員をもっと採用して、時間外勤務を減らすというふうな努力が必要だと思うのですが、今後に向けてはどのようにお考えでしょうか。

（職員課長）今後に向けてということでございますが、定年延長の関係もございますので、フルタイム職員が段階的に増えていくことも加味して、再任用職員、任期付職員、会計年度任用職員といった制度の活用で総合的に勘案して適正人数を把握しまして、効率的、効果的な人的配置に努めていきたいと考えております。

以上です。

（竹田）あと、時間外勤務の関係で、財政課とか、税務課とか、あと会計管理者の部分、あと教育委員会の部分の時間外勤務の多かったところについては、この対応についてはどのようにしようと考えておられるのでしょうか。

（職員課長）対応については、まずは課長ヒアリングですとかを通じまして時間外の削減に努めるよう協力をいただいております。また、そのほか、本来必要な人数等をよく確認の上、対応をしてまいりたいと考えております。

以上です。

（竹田）会計管理者のところには再任用職員が張りついていましたよね、令和5年度では。だから、そういう点からいうと、会計年度任用職員を雇用せざるを得ない状況、かつ時間外勤務が多いということは、逆に言えばフルタイムの職員をきちっと配置していくことが今後の対応としては時間外勤務を減らすことにもつながるのではないかと考えますが、この部分、会計年度任用職員を先ほど適切に採用すると言いますが、やはりフルタイムの職員をこの部署では必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

（職員課長）時間外勤務の状況ですとか、休暇の取得状況等を勘案して

総合的に判断してまいりたいと考えております。

以上です。

（竹田）では、ジェンダー平等との関係で、鴻巣市内の職員の皆さんがどうこのジェンダー平等について發揮しているかという点でちょっとお聞きをしたいと思います。

育児休暇を取った男性と女性の職員の人数をお答えください。

（職員課長）育児休暇の取得人数というところでございます。令和５年度につきましては、57人。この57人のうち11人が男性でございました。令和４年度につきましては46人、うち男性が6人。令和３年度につきましては、取得者が38人、うち男性は3人という実績でございます。

以上です。

（竹田）分かりました。少しずつ意識改革が進んできているのと、あとはフォローする体制なんかも必要と思いますが、いい傾向にはなっていると思うので、育児、ワンオペが一番子育ての中では大変というのがやはり言われているのです。そういう点からいうと、女性の肩に育児がかかっていて、2人目、3人目、4人目とかというふうな、なかなか発想にならないというのが今の現状ですので、ぜひフォローする体制も含めて進めていただきたいと思います。

あと、生理休暇の取得というのはどのくらいあるのでしょうか。

（職員課長）生理休暇の取得についてお答えいたします。

生理休暇は、令和５年度は1人でした。令和４年度は3人、令和３年度も3人でした。

以上です。

（竹田）生理休暇を取らないで年休で休んでいるという現状があるというのは、前お答えいただきました。そういう点からいうと、女性のやはり母性保護という点では、どのような研修、また職場の中でのフォローというのはされておられるのか伺います。

（職員課長）女性からすると、なかなか男性に生理の状況をお伝えするのは難しいことと認識しております。その中で、生理休暇の取得としては、職員がシステム上、直接所属長に生理休暇の取得申請ができること

から、対面で申請をしなくても申請ができるという状態になっていますので、取得しやすい環境を構築しているのではないかなというふうには考えております。

以上です。

（竹田）実際に生理が大変な女性の方というのはいると思うので、ぜひそういう点では生理休暇を取りやすい職場環境をつくるということだと思えるのですけれども、そういうことがフラットに話ができる、男性と女性がそういう話ができるような職場環境に私はしていく必要があると思いますが、ぜひこの点では努力していただくことを希望しながら。

あと、会計年度任用職員も全体で860人。令和5年度では。延べですから。実人数というのは何人おられるのでしょうか。

（職員課長）令和5年の4月30日時点でございますが、621名（P, 34「620名」に発言訂正）でございます。

以上です。

（竹田）会計年度任用職員から直接上司が話を聞くとか、そういう意見聴取というのはされておられるのでしょうか。

（職員課長）所属長から会計年度任用職員の任用についても相談を受けております。

（竹田）分かりました。

あと、任期付職員などは常時必要な部署などで3年の任期付職員を採用しているのと、例えばスクールカウンセラーとか、それからさわやか相談員とか、それはもう教育委員会の考え方だと思うのですけれども、それぞれ必要な、毎年毎年配置しているところというのはあるわけですよ。一番は保育所ですけれども。そういう点からいうと、常時必要な部署については正職員にしていくということの考え方が持てるのかどうか。例えば新規職員の採用に当たって、条件が合えば、ぜひ応募してくださいということもあり得ると思うのですけれども、例えばさっきも言ったさわやか相談員とか、スクールカウンセラーとか、そういう人たちというのは毎年毎年雇用されるわけで、そういう点での正職員の採用については今後検討できるのかどうか伺っておきます。

（職員課長）職務内容と勤務時間等を考慮して、こういった職の職員が必要なのかというのを検討した上で任用しております。

以上です。

（竹田）続いて、78ページの職員研修で、いわゆる庁舎の中の研修や部外の研修も行っているという、先ほどほかの方への説明がありました。採用の時点で職員の皆さんは日本国憲法を遵守して仕事をしますと、そういう誓約をされるわけですが、日本国憲法についての確認、それはどのようにされるのでしょうか。ちょっと失礼な物の言い方かもしれないのですが、日本国憲法を、以前、どう誓約するのですかと言ったときに、多分高校時代に勉強したと思いますとか、大学時代に勉強したと思います、そういうことを前提に日本国憲法の遵守について誓約しているというふうにちょっとお答えになったことが、私のほかのところで聞いたことがあったものですから、日本国憲法の遵守についてのまず誓約についてのシステムについて伺っておきます。

（職員課長）日本国憲法遵守の誓約というところのご質問にお答えいたします。

まず、新たに職員となった者につきましては、鴻巣市職員のサービスの宣誓に関する条例に基づきまして、宣誓書を提出してからでなければ職務を行うことができないとされております。この宣誓書には、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ擁護することを固く誓いますとありまして、憲法の尊重を自覚していただいた上で職務に当たっていただいております。また、この署名をいただく際には、その意義というものをよく説明した上で署名をしていただいております。

以上です。

（竹田）分かりました。では、本当にそういう点ではすばらしい内容の職員が育成されてくるというふうに思います。

新人職員の研修というのでは、いわゆる業務の内容は、全体の内容は職員課が行うとしても、それぞれの課に配置された場合の業務の研修というのはどなたが責任を持って行うのでしょうか。

（職員課長）業務の研修ということでございますが、OJT、オン・ザ

・ジョブ・トレーニングとして実際の職場で実践的な指導を受け、業務に慣れていただいております。責任者としては、新人職員1人に対してOJT担当職員1人を配置しまして、その方を中心に、上司と共に研修をしていただいております。

以上です。

（竹田）では、異動になった場合は、どなたが責任を持ってその業務に慣れていただくのでしょうか。課長さんとか部長さんの1年交代で交代する場合があります。その部長や課長に研修していただくというのは非常にやりにくいかなというふうに思うのですけれども、取りあえず役職ではない職員の研修はどなたがやるのか伺います。

（職員課長）新たに異動してきた方の研修ということでございますけれども、そこにつきましては、それぞれの所属でベテランの職員から研修を受けているものと認識しております。また、部署によっては県等が主催する新任事務担当者研修会ですとか、それぞれのシステムの操作研修会などがあるということで、異動した職員がそこに参加しているという話も聞いております。

以上です。

（竹田）異動後の職員の研修というのは、だんだん、だんだんベテランになればなるほどいろんな人間関係とのあれで非常に難しくなってくると思うのですけれども、そういう点でのシステム上ちゃんとルールをつくっていく、これは先ほどの所属する部署での採用ということになっていくと思うのですけれども、そういうためのシステムづくりというのは検討されるのかどうか伺っておきます。

（職員課長）やはりそれぞれの担当でまず覚えていただきたい業務等がいろいろあると思いますので、その点に関しましては、それぞれの所属でしっかりとした研修をしていただきたいと考えております。

以上です。

（竹田）90ページの包括施設管理業務委託です。先ほどもるるほかの皆さんからも質問が出ていました。そういう中で、JMにお願いをしているわけですが、JMからさらに委託をしているというふうに考えますが、

委託をされている業者数、そのうち市内業者数というのはどのくらいあるのか伺います。

（資産管理課長） J Mから発注される委託なのですが、大きく分けて建物の通常の維持管理をするための、キュービクルとか、消防設備とか、そういったものを保守点検する保守管理、まずこちらから申し上げますと、令和5年度が全体で1,523件ありました。このうち市内業者には784件が委託されています。それと、建物の不具合等による施設修繕、こちらにつきましては全体で867件ありました。そのうち市内業者には799件が委託契約されています。

以上です。

（竹田）ということは、先ほどの建物維持管理1,523件のうち784。では、残りはどこがやっておられるのか。市外なのか、あるいはJ Mが直接やっているのかも含めてお答えください。また、修繕についても867、789です。ので、そこらの残った部分はどこがやるのかお答えください。

（資産管理課長） まず、保守点検のほうでは、J Mも含めて、ただほとんどはエレベーターとか、あと自動ドア、こちらの保守点検のものが市内業者だと1社もちょっとできるところがないといったことから、どうしても市外になってしまうというところになります。業者がどこに位置しているかというのはちょっと、そこまで今把握はちょっとしていないので、すみません。修繕に関しては、おおむね市内業者にはなっているのですが、やはり市内業者でできない部分というところはどうしてもあったというところから、市外に行っているというふうに認識しています。

（竹田） 私、実は一番最初の年、令和3年度から包括が始まったのですよね。そのときに、どこの業者に依頼をしたのかということで、C D－R O Mを頂いてずっとやってみると、J Mそのものもやっているのです、工事を。小さな保育所のところの修繕などもやっているということを考えたときに、私はやはり今回の包括の中では、約4億4,000万ですが、では市内業者に行く場合の金額というのはどのくらいに発注しているのか、そこら辺も含めて、結局包括にするということはどこかでもう

けが出るような仕組みになっているのではないかというふうに考えますので、その点はどうでしょうか。

（資産管理課長）金額ですと、すみません、施設修繕のほうは出るのですが、ちょっと施設修繕のほうなのですけれども、全体では令和5年度、約1億1,000万円が全体の施設修繕として使われました。そのうち市内業者に渡って委託されている金額としましては、約8,776万円が委託された金額となります。

以上です。

（委員長）暫時休憩といたします。

（休憩 午前11時58分）

◇

（開議 午後1時28分）

（委員長）それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

発言の訂正を求められております。

（総務課長）発言の訂正をお願いいたします。

77ページ、行政事務法律相談事業に関する田中委員の質問に対する答弁の中で、定例相談、臨時相談、簡易相談の3つのメニューがありますという趣旨の説明の中で、臨時相談につきまして、「随時相談」と申し上げてしまいました。おわび申し上げますとともに訂正をお願いいたします。

（職員課長）訂正をお願いいたします。

竹田委員の質問の中で会計年度任用職員の人数についてのご質問に対する答弁の中で、「620人」とお答えすべきところ、「621人」とお答えしておりました。おわびして訂正をお願いいたします。

（委員長）ただいまの発言の訂正につきましては、委員長に一任願います。

（竹田）104ページです。吹上支所と川里支所についてです。まず、吹上支所には発電機があります。これは何時間対応になっておられるのか伺います。

（吹上支所長（部長級））お答えいたします。

今回決算のほうに上げてあります発電機の借り上げ料につきましては、先ほど田中委員の質問のほうで答えした停電時に電源を供給するために借り上げたものでして、通常使っているものとは別でございます。通常、通常というか、災害時にはガソリンを燃料とした大型のものが2台と、あとカセットボンベを燃料とする発電機、こちらのほうが2台ということで、そちらのほうについては災害時の利用のために常備しております。したがって、今回の借り上げ料にのっているものについては、仮復旧から仮設するまでの半日だけの使用ということでよろしく願いいたします。

（竹田）では、常備している発電機というのは何時間対応になるのでしょうか。

（吹上支所長（部長級））常備しておりますタイプ2種類あるということで先ほどお答えさせていただきました。まず、ガソリンタイプの大きいものにつきましては燃料が12.7リットル入るものでして、通常マックスで使うと8時間30分、4分の1ぐらいの要は控えて使った場合の時間としては22.3時間ということでカタログ上は表記されております。カセットボンベタイプの小型タイプのものにつきましては、家庭用のカセットボンベ2本使った場合に、フルで使って1時間、抑えて使った場合には2.2時間ということで、どちらも大型も小型も4分の1程度の使用で時間が延びるということになっております。

以上です。

（竹田）ということは、川里支所も同じように常設しているという受け止めでよいのかどうか確認をします。

（川里支所長（副部長級））川里支所もガソリンを燃料としたエンジンタイプのもの2機と、それとカセットボンベのものを1機ということで、吹上支所と同じ台数で常備しております。（P, 37発言の訂正あり）

以上です。

（竹田）124ページです。口座振替等推進事業です。これは委託したりとか、いろいろしているのですが、振替口座の今どのくらいまでいっているのかということと、この推進事業によってどのくらいまで推進される

のか伺っておきます。

（収税対策課長）口座振替ですが、令和5年度、市税の口座振替率は、国民健康保険税の55.98%を最高に、平均46.96%となっております。口座振替の利用については、広報紙、ホームページやデジタルサイネージでも口座振替の推進を行っております。また、窓口ではペイジー口座振替サービスを導入しております。このサービスは紙ベースの口座振替依頼書に記入や金融機関の届出印を押印することなく、また金融機関ではなく市役所や両支所の窓口でキャッシュカードと暗証番号により申し込むことができることから、毎年約1,000件の申込みがございます。令和5年度より地方税共通納税の利用税目が拡大されまして、前年と比べて口座振替率は減少しておりますが、今後も広く周知を図り、口座振替の普及に積極的に努めてまいりたいと思います。

以上です。

（竹田）126ページですが、滞納整理徴収事業です。これには会計年度任用職員が張りついているのですが、実際はどなたがどのように徴収しておられるのかということと、滞納者の生活実態と徴収員の対応について伺います。

（収税対策課長）まず、会計年度任用職員の業務についてですが、会計年度任用職員は実際に徴収に行くのではなく、書類の整理だったり、実態調査などの調査の回答が来たものを整理をしていただく、そういった業務を主に行っていただいております。

続いての滞納者の生活実態についてなのですが、こちらは滞納となった場合、即差押えなどの滞納処分をするわけではありません。納期限までに納付が確認できない場合には、納期限後、20日程度で督促状をまず発送して自主納付を促しております。督促状が届いても納付が困難な場合は、対象者より連絡があれば納税相談を行い、生活状況や収支の内容などを聞き取ります。内容によっては生活困窮による生活保護の申請、法律相談といった場合には各担当部署にご案内をさせていただいております。一方、納税相談の連絡がなければ財産調査を開始して、滞納している市税に換価できる財産が確認できれば差押えを執行しております。

す。

以上です。

（竹田）134ページの埼玉県議会議員選挙です。公営掲示板以外に貼られている連名ポスターなどがあったと思うのですけれども、それらについての対応について伺います。

（総務課長）まず、選挙運動のためのポスターの掲示につきましては、公職選挙法第143条の規定によりまして、公営ポスター掲示場のほかは、選挙事務所において選挙事務所を表示するためのもの、選挙運動用自動車等に取り付けるもの等、一部の例外を除き認められてはおりません。選挙告示日または公示日に公営掲示場以外に貼られているポスターにつきましては、政党その他の政治活動団体による演説会告知ポスター、いわゆる2連ポスターや3連ポスターが散見されます。選挙運動期間前に掲示された政治活動用ポスターに氏名または氏名が類推されるような事項を記載されたものが当該選挙において候補者となったときは、当該候補者となった日のうちに当該選挙区において当該ポスターを撤去しなければなりません。選挙管理委員会事務局では、選挙の告示日または公示日の翌日には市内を複数のチームでパトロールし、違反ポスターがあった場合には警察とも情報を共有しながら、また国、県の選挙におきましては埼玉県選挙管理委員会とも情報を共有しながら、各陣営に対して指導を行い、早急な撤去を求めています。

以上です。

（川里支所長（副部長級））発言の訂正をお願いいたします。

先ほど竹田委員さんの質問の中で吹上支所についてはボンベ式の発電機の台数が2台ということで答弁をさせていただきましたが、川里につきましては2台ではなく1台の誤りということで訂正をお願いいたします。おわび申し上げて、訂正をお願いいたします。

（中西）それでは、議案第82号 令和5年度鴻巣市一般会計決算認定について、歳出について質問させていただきます。

最初に、職員賃金のところなのですけれども、大まかなところは前任者のほうで質問していただきましたので、長時間の超過勤務というところ

について質問させていただきます。長時間の超過勤務があると割増賃金も上がり、生産性も低下し、何より職員の健康というところで心配されるところなのですけれども、超過勤務の上限という決まりがあると思うのです。そこがたしか一月45時間、他律的業務の場合は一月で100時間以内、二から六月平均で80時間以内というような決まりがあったと思うのですけれども、その辺をちょっと教えていただいてもよろしいですか。

（職員課長）時間外勤務についてお答え申し上げます。

時間外勤務の上限につきましては、通常ですと月45時間以下、年360時間以下と定められております。また、他律的業務として指定された業務の場合は月100時間未満かつ年720時間まで、また二月から六月の平均が80時間以下、月45時間を超える月数は年六月までを上限とし、指定をしております。

以上です。

（中西）上限というのはあると思うのですけれども、上限以内であれば幾らでもやらせて構わないと、かなり100時間というところと相当、80時間やると健康リスクが高まるというところで、相当な長時間の超過勤務だと思うのですけれども、その辺のスタンスといいますか、こういったスタンスなのかを教えてくださいたいのですけれども。

（職員課長）お答えいたします。

時間外勤務につきましては、上限は定まっておりますが、もちろんこの上限まで幾らでもやっていいというわけではなく、業務を効率的に行ってなるべく時間外勤務を減らすことが重要であると考えております。

以上です。

（中西）そうしますと、今回資料として所属別月80時間超えの時間外勤務を行った月及び人数ということで出しているのですけれども、これだけ見ると人数の中で同じ人がやっているのかどうかというのちょっと分からないのですけれども、会計課と選挙管理委員会事務局については上限を超えているという可能性があると思うのですけれども、その辺は、人というのは同じ方がやられているということなのでしょうか。

（職員課長）お答えいたします。

会計課の4月、5月、6月、3月のいずれも3人ですが、これは全て同一の職員となっております。また、選挙管理委員会事務局の4月、5月、7月のそれぞれ3人ですが、これも同一の職員です。
以上です。

（中西）そうしたら、まず会計課のほうから、ちょっとこれが上限を超えてしまっているところなのですかけれども、これ毎年のことなのか、何か理由があったのかというところをお伺いします。

（参事兼会計課長）令和5年度の超過勤務につきましては、主な要因として公会計システムの本稼働に伴う出納事務に関するシステム調整だということで伺っております。
以上です。

（中西）そうしますと、今年度についてはこういったものも解消済みというか、限度を超えたような超過勤務というのはないという解釈でよろしいですか。

（参事兼会計課長）今年度におきましては、4月については前年度の事務の引継ぎ等が少しありましたので、超勤のほうは発生はしているところなのですが、毎月示されております時間外勤務管理表における対前年度比較としましては、今年の超過勤務時間は、対前年度比4月は35.5%、5月は12.7%、6月は13%と大きく減っているという状況です。
以上です。

（中西）分かりました。

それでは、次に選挙管理委員会事務局のほうなのですかけれども、こちらは3名、同じ方ということなのですかけれども、それぞれどのぐらい超過勤務があったかというのを教えていただければと思うのですけれども。

（総務課長）まず、令和5年度には統一地方選挙が行われました。統一地方選挙が4月9日に埼玉県議会議員選挙が、また4月23日には市議会議員選挙が執行され、2つの選挙が大変短い期間に行われたことから、それぞれの選挙に関する業務を時期的に重複して行わなければいけないことから、時間外勤務が特に多く発生いたしました。まず、統一地方選

挙に関する時間外勤務の関係なのですが、2月には1名が80時間を超える時間外勤務を行っております。また、3月、4月には3名が100時間を超える時間外勤務となっております。5月は3名が80時間を超える時間外勤務となっております。6月は80時間を超える時間外勤務の職員はおりませんでした。8月7日執行の県知事選挙の執行のために、7月には3名中3名が80時間を超える時間外勤務となりました。

以上です。

（中西）この表で4月、5月、7月が出ているのですけれども、4月が100時間超えというところ、正確には何時間というところなのでしょうか。

（総務課長）4月が123.5時間の職員と143.5時間の職員、131.5時間の職員がおりました。5月が84.5時間の職員、94時間の職員、81.0時間の職員がおりました。7月につきましては、85時間の職員、91時間の職員、86時間の職員がおりました。

以上です。

（中西）そうしますと、ちょっと100時間超えというか、143というと相当な時間なのかなと思うのですけれども、ところで会社とかだと労働法上の安全配慮義務というものがありまして、それは使用者が社員を健康で安全に労働させる義務、要は生命とか身体の安全を確保しつつ労働ができるように必要な配慮をするという義務があるのですけれども、市の場合というのはそういうのはないのでしょうか。

（職員課長）市につきましては、法の適用はありませんが、労働時間の縮減が職員の健康につながってまいりますので、なるべく時間外勤務がないように人事運営等を行っていきたいと考えております。

以上です。

（中西）実際、選挙管理委員会事務局のほうは相当な労働時間、超過勤務時間だと思うのですけれども、これは選挙があるたびに毎回こういった状況なののでしょうか。

（総務課長）選挙に伴う業務の量は、選挙の種類ですとか選挙の日程によっても大きく変わってまいります。令和5年度におきましては、統一

地方選挙のほかに埼玉県知事選挙が執行されましたが、埼玉県知事選挙におきましては、80時間以上の時間外勤務となったのは、こちらは3名とも80時間以上となっておりますが、そうなった月は一月だけでした。以上でございます。

（中西）埼玉県議選でしたっけか、そこは80時間以下ということなのですけれども、おおむね選挙があるときというのは結構残業しているように私は思うのですけれども、おおむねの残業時間として80時間を二月にわたって超えたりとか、100時間超えがあったりとか、そういうことはほとんどないというような解釈なのでしょうか。

（総務課長）先ほど申し上げた埼玉県知事選挙では、比較的行う事務が少ないということで、80時間以上の残業となったのは一月だけということでしたが、選挙の場合にはかなりの時間外勤務が発生しております。以上です。

（中西）かなりの時間外勤務が発生しているということで、今回、令和5年度においても100時間超えというのが3名というところで、他律的業務の超過勤務の限度といいますか、上限が、過労死ラインというのがありまして、厚生労働省で示されているのが1か月で100時間以上または2か月から6か月で平均80時間というのを労災認定の基準としているのですけれども、これと大体同じ基準になっているかと思うのです。だから、こういった健康リスクを避けるためにも対策というのが必要かと思うのですけれども、こういった対策をされているのでしょうか。

（総務課長）選挙のたびに長時間の時間外勤務が発生しておりまして、その縮減は大きな課題だと考えております。

時間外勤務を縮減するための対応策ですが、選挙の執行が予定されている場合には、早い時期から準備を進めるなどして時間外勤務の時期的な平準化に努めてまいります。また、選挙時には課内において柔軟かつ流動的な人員配置に取り組んでいくほか、繁忙期には部内各課の協力を求めながら時間外勤務の人的な平準化に努めてまいります。また、事務局内での打合せの際には、あらかじめ所要時間を定めておくことや、内部の打合せ用資料の簡略化などによる業務の効率化ですとか、時間外勤務

の縮減は選挙管理委員会事務局の目標であることを全員で共有するなどの意識改革などに取り組んでまいります。また、このほか、時間外勤務縮減に取り組み、効果が得られた他の市町村の事例などについて調査研究を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

（中西）それで、恐らく今までもこういうことやっていると思うのです。今回の令和5年度においてもそういった部内での協力の取組だとかをした上で100時間超えとか80時間超え、上限超えになってしまっていると思うのですけれども、これは何で超えてしまうのでしょうか。最初からこれをやれば、本来選挙管理委員会の目標として縮減が目標だとおっしゃられているのですけれども、そうではなくて、上限を超えているので、それをなくすということが目的なのかなと私は思うのです。そうすると、その課題を解決するために、こういった計画を立ててそれを実行するというところは必要だと思うのですけれども、まず部内の協力だとか、今おっしゃったことって、それで解消されるという認識でやられていたということなのではないでしょうか。

（総務部長）時間外勤務の縮減、あるいは減らしていく、80時間を超えないような形でやっていくというのは当然ながら目標にしているところなのですけれども、特に選挙ですとか、選挙に限らず、統計調査ですとか、総務部ではそういった業務が繁忙期になりますと当然ながら事務量が著しく増えてまいります。そんな中で、当然時間外勤務を奨励しているわけではなく、逆に減らすような形でやっていくわけなのですけれども、それでも間に合わない、減らない場合につきましては、部内での課を超えた協力体制ですとか、そういったことも考えつつ、今後やっていきたいというふうに思っております。これまでは総務課なりそういったところでやっておりましたが、今後は部内の課を超えての協力体制というのを確実にやっていくというような形で解消していきたいというふうに考えております。

以上です。

（中西）今部内ということで協力体制を構築していきたいということだ

ったのですけれども、私がちょっと記憶している中では、過去、短期的に職員の割合に比べて業務が多くなってしまったときに、たしか市民課とかだったかなと思うのですけれども、ほかの部の職員だとかが何週間とか張りついたりとかして何とか対応したというような、そういう記憶があるのですけれども、職員の人事配置について、4月や10月に配置されるので、なかなかその辺で応援を求めるところは難しいのかもしれないのですけれども、職員の流動性の問題だと考えられるのです。ですので、先ほどの事例のように、ほかの部から応援を呼んでというようなのは法的だとか組織的に可能なかどうかというところをちょっとお伺いします。

（総務部長）部を超えての人的な協力体制というのは、これまでも部を超えてのものも実際に業務としてありました。ですので、今後そういったことも可能かなというふうには考えております。ただ、先ほど市民課ですとか、市民課に限らず、選挙に関しましては全庁的に協力していただいて、例えば期日前の投票ですとか、そういったものもありますので、全庁的に各課何名ですとか、協力をしていただいている現状もございます。そうしますと、今度はその協力をいただいた課のほうでも人が足りない状況にもなってきます。そういったことを考えますと、今後、部を超えた協力体制、あるいはもうちょっと、選挙なりそういったときには、まずは課内の協力、それから部内の協力、それでもちょっと難しいといった場合には部を超えた協力体制ということでやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

（中西）分かりました。そうしましたら、今後は超過勤務の上限、過労死ラインを超えない形で工夫して協力体制を築いていただければと思います。これでやっぱり過労死ラインを超えた中で何かもし、ちょっと言いたくはないのですけれども、事故とかあったときには損害賠償だとかそういったリスク、財政上のリスクとかもあると思いますので、今後も解消していただきたいと思います。

それでは、次に移りまして、80ページ、人事給与職員総合事務システム

事業ということで3,269万6,631円なのですけれども、こちら使用料と賃借料で3,000万というのは結構な金額で、私あんまりこれだけでかい金額というの聞いたことないのですけれども、これ内容というのはどういったものになるのでしょうか。

（職員課長）人事給与職員総合事務システムのお答えの前に、先ほどの上限時間のことで、市については法の適用がないのかというところのご質問について、ちょっと付け加えさせていただければと思います。

罰則の規定というのは適用にはなりません、労働安全衛生法により長時間労働者は医師による面接指導を行うことは義務づけられておりますので、対象者に対して産業医による面接は実施しております。すみませんでした。

続きまして、人事給与職員総合事務システムの内容でございますが、システムは職員の人事管理、給与管理を効率的に実施するために導入しておりまして、職員の異動履歴、研修履歴などの基本情報、また辞令の作成、給与計算等を行うとともに、職員個人の出勤の管理、時間外勤務の申請や集計、休暇の申請、出張命令の登録などを行うシステムとなっております。また、同じく会計年度任用職員の給与の計算等も行っております。非常に高額なものになっておりますが、費用対効果はあるものと認識しております。

以上です。

（中西）分かりました。

それでは、何か最近AIだとかで人事配置までやってくれるようなシステムというの私も見かけるのですけれども、そういったもののご検討とかというのはされているのでしょうか。

（職員課長）AIによる人事異動システムにつきましては、導入の検討をしたことがありましたが、もう少し大きな規模の自治体でないと費用対効果が見込まれないものと考えましたので、今後の調査検討課題と捉えております。

以上です。

（中西）分かりました。

では、次に行きまして、92ページ、ふるさと納税促進事業なのですが、こちらたしか経費を寄附金の50%以下にしないといけないルールというのがあるのですが、実際その経費というのはどんなものなのかというところと、鴻巣市の場合はどういった経費率になっているのかと、お教えいただきたいと思います。

（総合政策課長）総務省では、ふるさと納税の実施に当たりまして、過度な返礼品競争を防ぐために、寄附受入れ総額に対しまして、ふるさと納税の募集に要する総費用の割合を50%以下とするとともに、返礼品の調達費用の割合を寄附受入れ総額の30%以内と定めております。募集に要する費用の具体的な内容といたしましては、返礼品の調達費用をはじめ、返礼品等の運送料、広告費、ふるさと納税のポータルサイトに掲載するための使用料やふるさと納税事務の委託料、インターネット上のクレジットカード等の決済手数料、ふるさと納税に従事する職員の人件費などとなっております。令和5年度の実績におきまして、本市の経費率、国に報告しました経費率につきましては49.9%、返礼品割合については27.7%となっております。

以上です。

（中西）それでは、次に行きまして、今度は94ページの花のある暮らし応援事業ということで、こちらの目的と実績について伺います。

（総合政策課長）本事業につきましては、令和2年12月の花と緑の都市宣言に基づき開始したものでございます。転入した方、婚姻届を提出された方に対しまして市の特産品である花をプレゼントすることで新たな生活のスタートを祝福するとともに、鴻巣市が花のまちであるということを知っていただき、市への愛着醸成と魅力あるまちづくりへの参加意欲の醸成を図り、定住促進へつなげていくことを目的としております。実施に当たっては、市内の花屋さん、9事業者、10店舗と契約いたしまして、転入世帯に対しましては市民課、新婚世帯に対しましては総合政策課、両支所におきましては転入、新婚世帯ともに2,000円相当の花と交換できる引換券を配布しております。令和5年度の引換え実績としましては、転入者に対しては3,348枚交付し、1,086件の引換えて、引換え率

32.4%、また新婚世帯に対しましては164枚交付し、100件の引換えで、引換え率61.0%となっております。

以上です。

（中西）この花のある暮らし応援事業の中で新婚の方が窓口にお見えになったときに何かアンケートみたいのをやられているというのをちょっとお聞きしたことがあるのです。何かそういったアンケートがやられているのかというところと、そのアンケートの、どういったことがアンケートに書かれているのかって教えていただければと思うのですけれども。

（総合政策課長）新婚世帯につきましては、総合政策課窓口にお越しいただきまして、引換券をお渡しする際に簡単なアンケートをお願いしております。アンケートの内容としましては、新たな生活の地に鴻巣を選んだ理由、鴻巣市に住みたいかどうか、鴻巣市に期待する分野、鴻巣市のイメージ、鴻巣市の花の取組についての感想などを伺っております。令和5年度のアンケートの集計した結果の概要としましては、新たな生活の地に鴻巣を選んだ理由としては、「通勤に便利だから」が最も多くなっておりまして、住み慣れているから、親戚がいるからといった理由が多くなっております。鴻巣に住みたいかどうかにつきましては、「当分」と答えた方が約半数を占めておりまして、約3割の方が「ずっと」と回答しております。鴻巣市に期待をする分野では、子育てが一番多く、以下、医療、防犯、ごみ・資源、結婚支援の順に多くなっております。鴻巣市のイメージでは、花火大会やひな人形が特に多くなっておりまして、その他、花やコウノトリ、免許センターといった回答が多くなっております。花の取組についての感想としましては、本事業につきまして、魅力あるまちづくりの取組として素晴らしいですとか、また今後もぜひ続けてほしい、花が好きなのでうれしいといった好意的な意見を多くいただいております、ご好評をいただいております。

以上です。

（中西）それでは、最後に100ページ、DX推進事業なのですが、内容と効果について、あと令和6年度もやっていると思うのですけれど

も、その何か実感というか、効果の実感というところを教えていただければと思うのですけれども。

（総務部参事兼ICT推進課長）DX推進事業のまず内容でございますが、主にRPAやAI－OCRなどの活用により業務改善を図ることを目的とした事業となっております。令和5年度におきましては、RPAもしくはAI－OCRの活用を新たに19業務において開始したところでございます。具体的には、RPAの活用としましては、軽自動車税廃車申告データのシステムへの入力業務など7業務、AI－OCRの活用としましては、中学校給食センターにおける給食費の口座振替依頼書のデータ化など12業務でございます。

具体的な活用した結果の効果としましては、軽自動車税廃車申告データの登録業務におきましては、従来1人の職員が4時間程度かけシステムへ入力していたところ、RPAの活用により1時間程度の処理に削減されたと聞いております。また、中学校給食センターの口座振替依頼の登録業務におきましては、新入生1学年分の依頼書、おおむね800件程度になりますが、従来は職員2人が手分けをしてエクセルへの入力、これを1日1人当たり約3時間、トータルで約10日程度要していたという処理でございますが、AI－OCRの活用の結果、職員1人で1日約3時間程度の処理を約5日程度で処理が可能となったところでございます。また、いずれにしましても、システムが処理を実行している間につきましては職員別の業務を行えるということもございますので、処理時間以上の縮減の効果があったと考えております。

また、令和6年度におきましては、現在のところ、今年度の予定としましては、RPAもしくはAI－OCRの活用の検討を20業務において進める予定でございます。また、その今年度の効果につきましては、今処理を実行しているもの、またこれからRPAやAI－OCRをつくり込んでいくという業務もありますので、年度末になりましたらまた効果につきましてはまとめていきたいと考えております。

以上です。

（竹田）先ほどちょっと飛ばしたところもありますので。92ページの行

政評価推進事業です。336万9,000円ほどやっています。この効果と課題について伺います。

（総合政策課長）行政評価につきましては、総合振興計画の進行管理を行う手法として位置づけておりまして、計画を推進するために取り組んでいる各事業が計画どおりに進捗しているかどうか、成果指標をもって評価を行い、改善策やさらなる施策を講じるといったPDCAサイクルを用いた行財政運営を行っております。

その効果といたしましては、総合振興計画の達成度が見える化いたしまして、事業の改善につなげることができるほか、行政評価の一連の流れで実施いたします政策調整ヒアリングにおきまして事業の優先度等を検討し、限られた予算の配分を効果的、効率的に行うことができるものと考えております。

課題といたしましては、厳しい財政状況の中、より一層事業の選択と集中の必要性が高まっておりますが、予算への反映など、全ての事業の改善に結びつけるにはやはり限界があるものと認識しているところでございます。

以上です。

（竹田）分かりました。総合振興計画に基づいた、どこまで達成できているかということなんかも分かるという、見える化をしているということとは分かりました。

そういう点からいうとちょっと、94ページにつながりますが、笠原小学校跡地利活用、前の委員も質問していましたが、併せて常光小学校が廃校になっていますよね。そういうことも含めてこの辺の用途変更と、それから総合振興計画あるいはマスタープランにはどのようにこの常光小学校の問題というのは反映されてくるのか伺います。

（総合政策課長）常光小学校の利活用でございますが、先ほど金澤委員さんの答弁の中で申し上げましたとおり、総合振興計画及び都市計画マスタープランにおきまして公共施設の跡地利活用についての市の方向性を明確にしたところでございます。常光小学校のどう利活用するかという検討は現在進行形といたしますか、やっている最中でございまして、常

光小学校におきましては市街化調整区域に立地するという事で、今回取り組んでおります笠原小学校の利活用に向けたそういった手続的なものとか法的なもの、その辺は今後、まだ常光小学校どうなるかというのは結論出ておりませんが、そういったところにもそういうノウハウが生かしていけるものと考えております。

以上です。

（竹田）ということは、今第6次総合振興計画の後期で、先ほど令和7年度からは新たな振興計画をつくるべくいろいろアンケートを行うというふうなこともお答えになっていました。そういう点からいうと、常光小学校はもう廃校になっているわけで、そういう点からいうと、用途変更もマスタープランの変更も含めたら、第7次のほうに反映するのか、それとも第6次の後期分のほうに反映するのか、それらも含めた見通しというのはいかがでしょうか。

（総合政策課長）総合振興計画におきましては、個別にどう利活用するという、そこまで定めるものではございませんでして、市のまちづくりの方向性を定めたものでございます。今回、後期基本計画におきまして、その利活用の方向性について、今までなかった部分を追加させていただいておりますので、今後第7次総合振興計画を策定する過程の中では、もちろんその辺の部分も踏まえた形で策定していくようになるものと考えております。

以上です。

（竹田）先ほどの答弁の中に厳しい財政状況というふうにおっしゃいました。厳しい財政状況だと判断する要因は何かと思いますが、基金、それぞれの基金がありますよね。それで、私、合併振興基金は何に使うのですかと言ったときに、道の駅を事業推進するために使うと。それから、公共施設等整備基金、これは財産売却収入が公共施設等整備基金に入っていくわけですが、その使う用途は何ですかと言ったら、それはまだ決まっていませんというふうにお答えになっています。鴻巣市の場合、基金が、一般会計の中でいえば、ごみ処理施設も含めた基金が一般会計で15項目あるのです。15項目あって、そのトータルが何と104億2,458万

8,960円（令和6年9月18日開催令和6年9月定例会政策総務常任委員会会議録P,1「16項目98億5,269万9,610円に発言訂正）。これはもちろん用途別にはなっていますが、それぞれの事業を進めるために基金をやっているわけだから、私は、厳しい財政状況というふうな判断というのは、本来ならばこんなに基金持っているところないですよ。それらも含めて、厳しい財政状況と答えになったその根拠についてちょっとお聞かせいただきたいと思っています。これが最後の質問です。

（総合政策課長）先ほど厳しい財政状況と申し上げましたところは、今回の委員会等でも財政サイドでもお話ありましたように、経常収支比率が年々上がっている一方で財政力も下がっていると。こちらの基金につきましては、やはりそれぞれ目的があつての積立てというところでございまして、財政調整基金のように自由に使える部分というのはどうしてもやっぱり毎年限られてしまっておりまして、予算編成の中ではいろいろと試行錯誤を繰り返しているところでございまして、その辺を踏まえての財政状況が厳しいというご答弁ということでお願いしたいと思います。

以上です。

（竹田）経常収支比率が高くなっているとかということはありませんけれども、でもこれだけの基金を持っている自治体ってないと思いますよ。目的別の基金をあえて。例えばこのとり基金のほかに環境にやさしいまちづくり基金とか、森林環境に係る基金とか、そういうふうにとちょっと似通ったようなものもつくっていますよね。そういう点では、目的別基金をためれる財源があるのだということは私よく見ておく必要があると思います。目的別につくらなくたって、例えば子どものゆめ基金だって、子どものために一般会計からお金を出すということだってあり得るわけですから。子どものゆめ基金は、海外派遣事業にだけしか使えないのです。でも、ほかの子どもたちは夢を持っているにもかかわらずそのようにやっているということは、例えば海外の派遣事業だってそのときにちゃんとお金を出してあげればいいわけで、そういうことを考えたときに、15項目の基金を持っていて、総額で104億円（令和6年9月18日開

催令和6年9月定例会政策総務常任委員会会議録P,1「16項目98億5,269万9,610円に発言訂正）です。一般会計の約4分の1持っているという鴻巣市の財政状況をやはり私はよく分析しながらいく必要があるというふうに思います。その点では財政当局はどう考えているのか、最後にお聞きしておきます。

（財務部長）基金の残高が104億（令和6年9月18日開催令和6年9月定例会政策総務常任委員会会議録P,1「約98億に発言訂正）ということで、金額的に合計しますと大きい金額にはなるかなと思うのですが、それぞれの個々の基金の残高で見ますと何十億という形にはなってくると思うのです。やはり目的あってということで、今単発で考えれば、それを104億（令和6年9月18日開催令和6年9月定例会政策総務常任委員会会議録P,1「約98億に発言訂正）あるから使えるという、使っていくという考えもあるかと思うのですけれども、今後の長い目で見たときの事業の運営だとかも含めて考えていきますと、一極端にこの104億（令和6年9月18日開催令和6年9月定例会政策総務常任委員会会議録P,1「約98億に発言訂正」がというわけには、ちょっと一概にはいかないかなと思いますので、今委員さんのほうの指摘がありました残高も踏まえて、今後の財政運営に反映できるよう検討していきたいと思います。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はございませんか。

（なし）

（委員長）質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

（竹田）この委員会に付託された部分のところだけ、ちょっと項目だけ指摘して反対をいたします。

まず、1点目が企業版ふるさと納税です。これは、企業との関係でいえば、もちろん鴻巣市も本来の企業版ふるさと納税の在り方から見て襟を正してやっていると思いますが、今年度、企業名が明らかにならない企

業が今回入っています。逆に言えば、なぜ企業名を出さないのかというところが大変疑問でありますので、この点を１点目に指摘しておきます。それから、２点目が包括管理施設業務です。これは埼玉県内でも２市しかやっていません。そういう点からいうと、やはり本来の自治体の在り方から見て問題があるというふうに思います。

それから、３点目が部落解放運動団体への補助金は相変わらず出されているということです。

それから、笠原小学校の跡地利用、統廃合問題も含めて大きな争点になりましたが、これらも含めた点が問題あります。

それから最後に、１５項目に及ぶ基金があるということで、基金が積めるということは財政的に余裕があるから項目別に新たな基金を積み立てられるのであって、総額では１０４億２,４５８万８,９６０円（令和６年９月１８日開催令和６年９月定例会政策総務常任委員会会議録P,1「１６項目９８億５,２６９万９,６１０円」に発言訂正）もあるという点を考えれば、やはり財政運営の在り方に問題があることを指摘し、反対いたします。

以上です。

（委員長）次に、賛成討論はありますか。

（なし）

（委員長）ほかに反対または賛成の討論はありますか。

（なし）

（委員長）以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第８２号 令和５年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

（委員長）挙手多数であります。

よって、議案第８２号は原案のとおり認定されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

次に、所管事務調査についてお諮りいたします。地方創生及びＤＸに係

る調査及び研究について、所管事務調査の調査案件としたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、地方創生及びDXに係る調査及び研究に関する事項について、
所管事務調査の調査案件とすることに決定いたしました。

続いて、ただいま決定されました所管事務調査の特定事件について、十
分な調査及び研究を行うため、閉会中の継続審査としたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、所管事務調査の特定事件について、閉会中の継続審査とするこ
とに決定いたします。

これをもちまして政策総務常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告書の作成につきましては委員長に一
任願います。

なお、9月12日の本会議において閉会中の継続審査の件が承認された後、
9月18日午前の本会議終了後、直ちに高知県高知市、徳島県三好市、香
川県高松市の視察に係る委員派遣の件を議題とした政策総務常任委員会
を開催したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

大変お疲れさまでした。

(閉会 午後2時26分)